

宅地建物取引業営業保証金の取戻しに係る手続について（令和7年4月以降）

<<官報掲載前の手続>>

○広告内容の確認依頼（希望する方のみ）

広告に記載する商号、氏名、事務所所在地等が宅建システムのデータベースと一致しているか確認します。

福岡県庁建築指導課宅建業係において、対面でのみ行います。

【福岡県庁建築指導課に持参するもの】

・営業保証金取りもどし公告内容事前確認依頼書 2部（押印不要）

・取戻し公告（原稿） 2部

確認後、受付印を押したものを1部ずつ返却します。

<<官報掲載の手続>>

福岡県官報販売所（政府刊行物普及（株））などで官報掲載の手続をしてください。

掲載手続きの詳細は、同所に問い合わせください。

官報掲載費用 1行(45字)あたり7,894円（令和7年4月1日改正後）

事前に内容確認を受けた場合は、受付印のある取戻し公告（原稿）を見せて手続してください。

<<官報掲載後の手続>>

①公告済届出書の提出 窓口申請又は電子申請（ふくおか電子申請サービス）

官報掲載後遅滞なく提出してください。

【福岡県庁建築指導課に持参するもの】

・営業保証金取戻し公告済届出書 2部（押印不要）

・官報（窓口申請）内閣府官報発行サイトからダウンロードしたPDFファイルを印刷したもの※
又は官報掲載事項記載書面

（電子申請）内閣府官報発行サイトからダウンロードしたPDFファイル※

※スクリーンショットやデジタルカメラ・スマートフォン等で撮影したもの及びWordファイル等に
貼り付けるなど2次加工したものは不可

窓口申請の場合、受付印を押した届出書を1部返却します。

②債権の申出のない証明願の提出 窓口申請又は電子申請（ふくおか電子申請サービス、要電子署名）

官報掲載から6カ月経過後に提出してください。

【福岡県庁建築指導課に持参するもの】

・債権の申出のない証明願 2部（正本1部、副本1部） 正本には押印が必要

取戻しの事由	証明願提出者	使用印鑑
・廃業・失期の場合 ・従たる事務所廃止の場合	代表者	代表者印
・解散の場合	精算人	左の登録印
・破産の場合	破産管財人	左の登録印
・合併消滅の場合	合併後の新しい法人	代表者印

} 印鑑証明書を添付してください。

・証明願提出者が供託者本人以外の場合は、営業保証金の取戻しの権利を有することを証する書面

・本人確認書類

・証明願提出者が本人以外の場合は、取戻しの権利を有する者の本人確認書類、委任状、証明願提出者の本人確認書類

・受付印のある営業保証金取戻し公告済届出書

・福岡県領収証紙（400円分、証明手数料）、切手付き返信用封筒又はレターパック

※電子申請の場合も必要ですので別送してください。返信用封筒は配送記録があるものを推奨。

・その他、必要に応じて資料を求める場合があります。

③証明書の発行

債権の申出の確認等がありますので、当日の発行は出来ません。数日程度の日数を要します。

提出された返信用封筒又はレターパックにて証明書及び証明願副本を返送します。

④営業保証金取戻し

供託をした法務局に証明書を携行し、営業保証金取戻し手続（供託物払渡請求）をしてください。

手続については法務局に直接問い合わせください。